

申請内容審査資料

	道路運送法施行規則 安城市福祉有償運送運営指針等	確認する書類等	社会福祉法人 安城市社会福祉協議会
運送主体	特定非営利活動法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、労働者協同組合 等	・定款	社会福祉法人
	法人の役員が道路運送法第七十九条の四第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しない。	・宣誓書(様式第3号)	11名
	市内に事業所を置いていること、または市外に事務所を置く法人のうち市長が特に必要と認めたもの。	(・定款) (・履歴事項全部証明書) ・旅客の名簿	安城市赤松町大北78番地4
法人としての活動に実績を有していると認められるもの。	・定款	現在活動中	
使用車両	乗車定員11人未満の自家用自動車(貨物車を除く)	・車検証 ・福祉有償運送に係る自家用自動車の使用に関する契約書(持込み時)	所有車両 3台
運転者	第二種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者又は第一種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者(二年以内に停止された者を除く)であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者。 一 満21歳以上であること。 二 普通第一種免許の取得後3年以上が経過していること。 第一種運転免許所持者においてはさらに、次に掲げる要件のすべてを満たしている者。 一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。 二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。	・運転者就任承諾書(様式第4号) ・運転免許証 ・修了書	運転者19名(1種) 講習等19名受講済
損害賠償	(1) 対人賠償 無制限 (2) 対物賠償 500万円以上	・自動車保険証書または宣誓書(様式第8号)	対人賠償:無制限 対物賠償:無制限
運送の対象	次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、旅客の名簿に記載されている者及びその付添人 イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者 ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第四号に規定する知的障害者 ニ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者 ホ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者 ヘ 介護保険法施行規則第四百条六十二の四第二号の基準に該当する者 ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	・利用会員名簿	登録会員29名
運送対価	タクシーの上限運賃の約8割		○~1.5km以下:600円 ○1.5km超2.0km以下:750円 ○2.0km超3.0km以下:1,000円 ○3.0km超:1,000円に1kmごとに300円を加算した額
運行実績	令和6年実績		667回